

## 令和4年度第3回鶴岡警察署協議会の開催

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 日 時 | 令和4年12月7日(水)午後3時から午後4時45分までの間 |
| 場 所 | 鶴岡警察署4階大会議室                   |
| 出席者 | 協議会委員：会長以下8名<br>警察署員：署長以下13名  |
| 議 題 | 警察活動に対する意見要望                  |

### 【協議内容等】

| 委員からの意見等  | 警察署の回答   |
|---|--|
| <p>薄暮時間帯の交通事故が多くなる12月だが、交通事故防止の為に、警察ではどのような取組をしているのか教えてほしい。</p>         | <p>管内過去5年間における12月中の交通事故の発生状況をみると、交差点付近や道路横断中の事故の発生が多いため、横断歩行者妨害違反や交差点関連違反の取締りを強化しています。</p> <p>また、薄暮時間帯である午後4時から午後6時までの交通事故多発時間帯を中心にパトカーを集中的に出動させ、赤色灯を点灯させたレッド走行や駐留警戒等の「見せる警戒活動」を強化して、ドライバーに緊張感を与え交通事故防止を図っています。</p> <p>その他、交通安全関係団体の協力をいただきながら、スーパーマーケットの出入口において、来店客に夜光反射材の直接貼付を行う活動なども行っています。</p> |
| <p>小学校の安全教室では、横断歩道は自転車を引いて歩くよう指導していると思うが、中学生・高校生に対してはどのように指導しているのか。</p> | <p>横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、中学生や高校生に対しては、横断中の歩行者がいらないなど、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行しないよう指導しています。</p>  |
| <p>歩行者がいなければ横断歩道を自転車に乗車した状態で通行しても良いのか。</p>                              | <p>自転車が横断歩道を通行すること自体は禁止されていませんので、歩行者がい</p>   |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>ない場合は、自転車に乗ったまま横断歩道を通行することができます。</p> <p>横断中の歩行者がいる場合や歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車から降りて通行するよう指導しています。</p>                           |
| <p>小学校に対する交通安全教室のように中学校や高等学校に警察官が出向いて生徒に指導することはあるか。</p>   | <p>中学校や高等学校に対しても、自転車の安全な通行方法等、生徒を対象とした交通教室を開催しています。</p>  |
| <p>自転車に乗車して横断歩道を渡ろうとする者がいたときに、自動車が一時停止せずに通過した場合、自動車は違反になるのか。</p>  | <p>自転車に乗車した状態で横断歩道を渡ろうとしている場合は歩行者には当たらず、軽車両となりますので一時停止義務は生じません。</p> <p>ただし、この場合、双方の運転者に安全運転の義務がありますので、横断歩道の通行には十分注意を払ってください。</p> |
| <p>交差点にある横断歩道の線をライトアップして、横断歩道を目立たせて交通事故防止を図ってはどうか。</p>  | <p>横断歩行者の事故防止には効果的だと思いますので、今後の参考とさせていただきます。</p>  |
| <p>先般の逮捕術大会にて鶴岡警察署が団体で2位の成績を挙げたことを大変高く評価する。</p> <p>常日頃の厳しい訓練の賜だと思う。</p> <p>今後も個々の技術の研鑽に励み、地域住民の安全を守ることを頼りにしている。</p> | <p>力強い警察を目指し、今後も訓練を継続し個々の能力を高めていきます。</p> <p>今後とも警察業務に関する御理解と御協力をお願いします。</p>  |